2017年1月18,24,31日
栃木県・宇都宮市・（公財）栃木県環境保全公社主催

―― 最新事例に見る 廃棄物処理法の今 ――

芝田稔秋法律事務所

弁護士　芝　田　麻　里

総 論

廃棄物処理法上の登場人物

- 廃棄物処理業者
- 排出事業者

廃棄物処理責任を負う者

Q．廃棄物処理法上，
廃棄物処理責任を負っているのは誰か？

廃棄物処理業者？

廃棄物処理業者 ＋ 排出事業者

排出事業者処理責任の原則

排出事業者が第一次的責任者

廃棄物処理法　第３条第１項
「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を
自らの責任において適正に処理しなければならない。」

廃棄物の処理に伴う環境への負荷の原因者は
その廃棄物の排出者であるため。
いわゆる**汚染者負担の原則**

廃棄物処理業者の責任

廃棄物処理業者の責任は,
排出事業者処理責任の原則を担保し,
実際に廃棄物処理に携わる者による
廃棄物の適正処理を全うするための制度

排出事業者処理責任の原則の具体的内容

1　適正に処理する義務（自ら処理する場合）

処理基準
遵守義務
(12条1項)

2　適正な業者に適正に委託する義務
（他人に委託する場合）

委託基準遵守義務
(12条5項、6項)

3　委託した後、処分完了まで管理・監督する義務
（最終的に適正処理が行われるよう管理・監督する義務）

排出事業者処理責任の原則
(3条1項)

3　委託した後、処分完了まで管理・監督する義務（最終的に適正処理が行われるよう管理・監督する義務）の具体化

マニフェストに関する責任

措置命令

排出事業者に対する罰則

マニフェストに関する義務

① マニフェスト交付義務（12条の３第１項）
② マニフェストの写し保存義務（12条の３第２項）
③ 運搬又は処分終了確認義務及びマニフェストの写し保管義務（12条の３第６項）
④ マニフェスト交付状況等報告義務（12条の３第７項）
⑤ 処理困難通知（14条第13項）を受けた場合等の状況把握義務及び適切な措置義務（12条の３第８項）

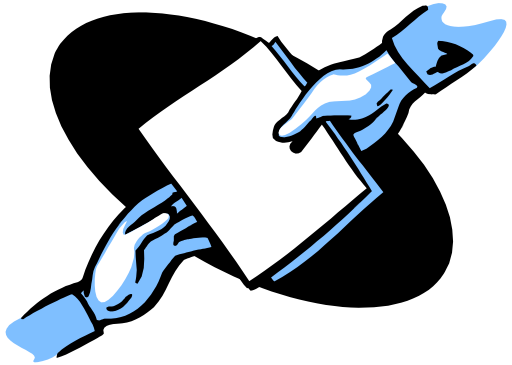

措置命令とは何か

①　廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の処理が行われ、
②　生活環境の保全上支障が生じ、
又は生ずるおそれがあると認められるときに、

↓

都道府県知事が期限を決めて、
その処分を行った者などに対し、
支障の除去や被害の発生防止措置等を取るよう命じること
（廃掃法19条の5第1項）

排出事業者が措置命令？

措置命令の対象者は、
不法投棄を行った者など、不適正処理を行った
収集運搬業者、処分業者が一般的

↓

排出事業者責任の強化（平成22年改正）に伴い、
① マニフェストに関する規制に違反した場合、
② 排出事業者の処理状況把握義務に違反した場合、
③ 適切な措置義務に違反した場合、
排出事業者も措置命令の対象となる。

廃掃法上の罰則（１）

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこの併科

２５条１項	１号	無許可営業罪
	２号	営業許可の不正取得
	３号	事業範囲の無許可変更罪
	４号	事業範囲の変更許可の不正取得
	５号	事業停止命令違反、措置命令違反
	６号	委託基準違反
	７号	名義貸しの禁止違反
	８号	処理施設の無許可設置

＝排出事業者についてのみ成立

廃掃法上の罰則（２）

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこの併科

２５条１項	９号	処理施設設置許可不正取得
	１０号	処理施設の無許可変更
	１１号	処理施設の変更許可の不正取得
	１２号	無確認輸出（未遂も含む→２５条２項）
	１３号	処理業の受託禁止違反
	１４号	不法投棄罪（未遂も含む→２５条２項）
	１５号	焼却禁止違反（未遂も含む→２５条２項）
	１６号	指定有害廃棄物の保管・処理禁止違反

誰にでも成立する犯罪

廃掃法上の罰則（３）

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこの併科		
２５条	２項	第１項１２号（無確認輸出罪） １４号（不法投棄罪） １５号（焼却禁止違反） の未遂

誰にでも成立する犯罪

廃掃法上の罰則（４）

排出事業者についてのみ成立する犯罪

3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこの併科		
２６条	１号	委託基準違反・再委託禁止違反
	２号	施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反
	３号	施設無許可譲受、無許可借受
	４号	無許可輸入
	５号	輸入許可条件違反
	６号	不法投棄・不法焼却目的の収集運搬（準備罪）

誰にでも成立する犯罪

廃掃法上の罰則（５）

２年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金またはこの併科	
２７条	無確認輸出目的の予備

誰にでも成立する犯罪

廃掃法上の罰則（６）

情報処理センターの職員等について成立する犯罪

１年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金		
２８条	１号	情報処理センターに係る秘密保持義務違反
	２号	土地の形質変更命令・措置命令違反

誰にでも成立する犯罪

廃掃法上の罰則（７）

６月以下の懲役または50万円以下の罰金

２９条	１号	施設使用前検査受験義務違反	
	２号	欠格要件に該当した旨の届出義務違反	
	３号	マニフェスト交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載交付	
	４号	運搬業者マニフェスト写し送付義務違反、	記載義務違反、虚偽記載
	５号	運搬業者マニフェスト回付義務違反	
	６号	処分業者マニフェスト写し送付義務違反、	記載義務違反、虚偽記載
	７号	マニフェスト写し保存義務違反	
	８号	処分業者虚偽マニフェスト交付	排出事業者について成立する犯罪

廃掃法上の罰則（８）

６月以下の懲役または50万円以下の罰金

２９条	９号	マニフェスト未交付産業廃棄物の引受
	１０号	虚偽マニフェスト送付又は報告
	１１号	電子マニフェスト虚偽登録
	１２号	電子マニフェスト報告義務違反、虚偽報告
	１３号	勧告に係る措置命令違反
	１４号	産業廃棄物の処理困難通知義務違反、虚偽通知
	１５号	産業廃棄物の処理困難通知写し保存義務違反
	１６号	土地の形質変更届出義務違反、虚偽届出
	１７号	事故時の応急措置命令違反

処理業者，排出事業者共通

誰にでも成立する犯罪

廃掃法上の罰則（９）

３０万円以下の罰金		
３０条	１号	帳簿備付･記載･保存義務違反、虚偽記載
	２号	業廃止･変更届出、施設廃止･変更、相続届出義務違反
	３号	施設検査拒否、妨害、忌避
	４号	施設の維持管理事項規則･備付け義務違反
	５号	処理責任者･管理責任者設置義務違反
	６号	報告拒否、虚偽報告
	７号	立入検査拒否、妨害、忌避
	８号	技術管理者設置義務違反

処理業者，
排出事業者共通

廃掃法上の罰則（９）

両罰規定		
３２条 １項１号	３億円以下の罰金	２５条１項１号（無許可営業） ２号（営業許可の不正取得） ３号（事業範囲の無許可変更） ４号（事業停止命令違反、措置命令違反） 12号（無確認輸出） 14号（不法投棄） 15号（焼却禁止違反） ２５条２項（12号、14号、15号の未遂）
	各本条の罰金	２５条１項（1号～4号,12号,14号,15号を除く） ２６条、２７条、２８条第２号、２９条又は３０条

近時の流れ
＝　排出者責任の強化（平成22年改正）

①　事業者のマニフェスト保存義務（12条の３第1項）

②　処理困難通知（14条13項）を受けた場合等の

状況把握義務及び適切な措置義務（12条の3第8項）

③　建設廃棄物に関する排出事業者責任の明確化

（21条の3）

最新事例検討
No. 1

食品廃棄物
横流し事件

食品横流し事件
事案の概要（関係各社について判明している行為）

Coco壱番屋、D社に冷凍ビーフカツの処分を委託

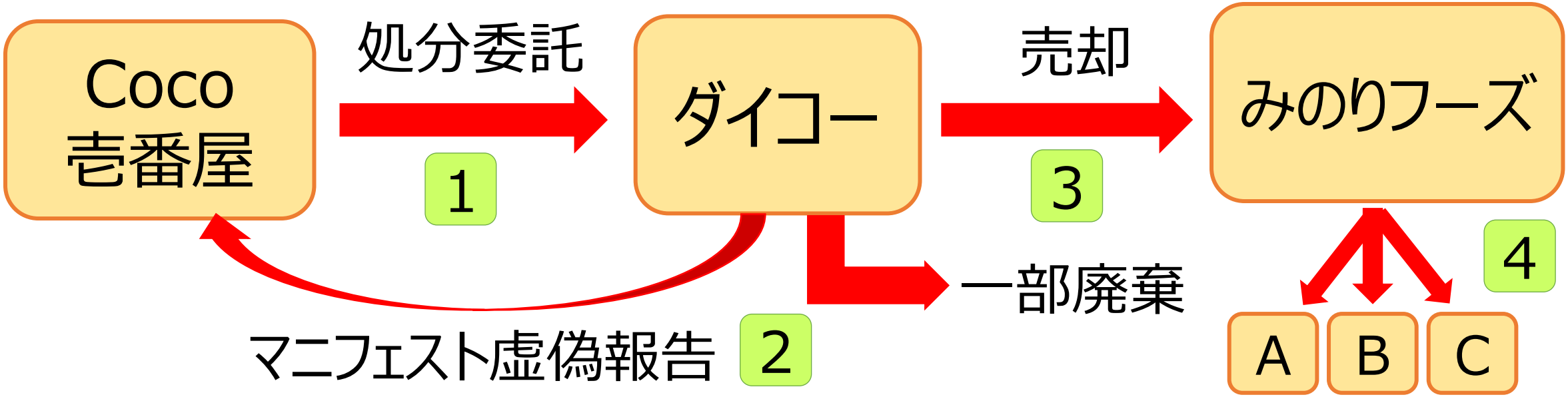

廃掃法に基づく届出のない倉庫の発見 5

関係者に成立しうる法的責任
～　D社について成立しうる法的責任　～

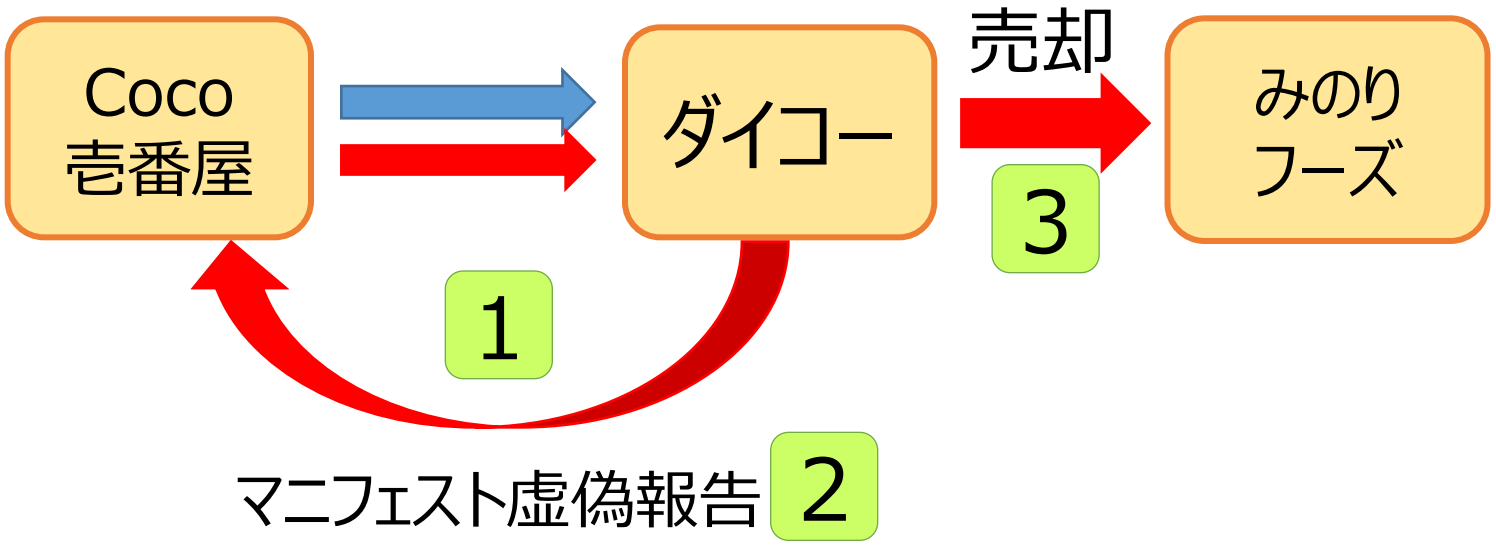

廃掃法に基づく届出のない倉庫の発見　5

1
- ココイチに対する詐欺罪
- ココイチに対する債務不履行
- ココイチに対する不法行為

2
- マニフェスト虚偽報告罪

3
- 食品衛生法違反（無許可営業罪）
- 食品表示法違反（表示義務違反）

5
- 愛知県の稲沢市と一宮市の倉庫　→　保管基準違反？
- 岐阜県海津市の倉庫　→　事業範囲の無許可変更？
- 三重県いなべ市の倉庫　→　事業範囲の無許可変更？

D社について成立しうる法的責任

ココイチとの関係の分析①

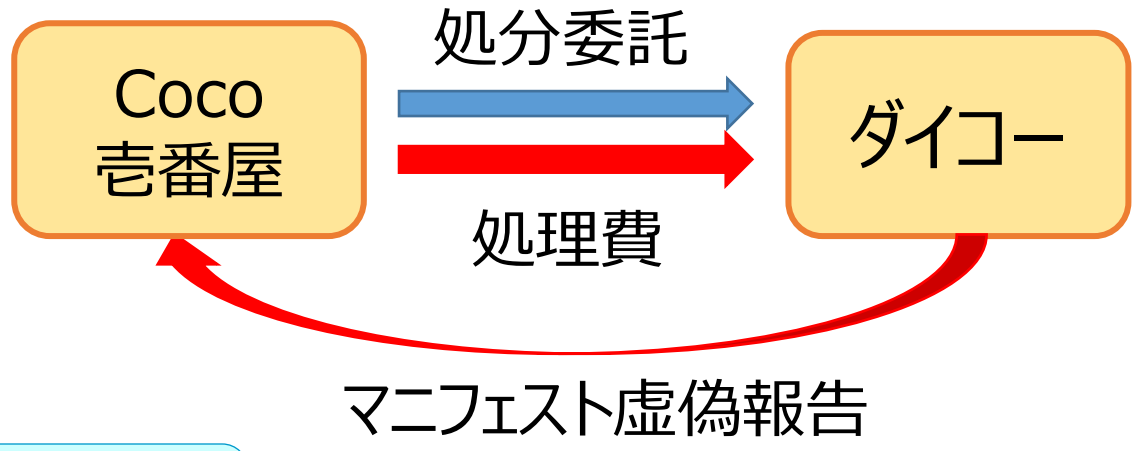

詐欺罪（刑法246条）

刑法２４６条
　　人を欺いて財物を交付させた者は、
　１０年以下の懲役に処する。

D社について成立しうる法的責任

ココイチとの関係の分析②

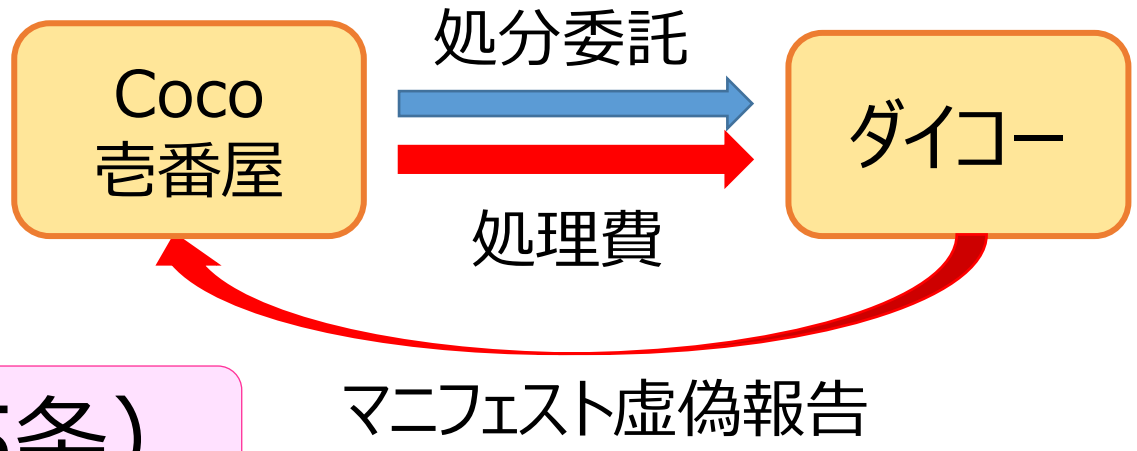

債務不履行責任（民法415条）

民法415条
　債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

D社について成立しうる法的責任

ココイチとの関係の分析③

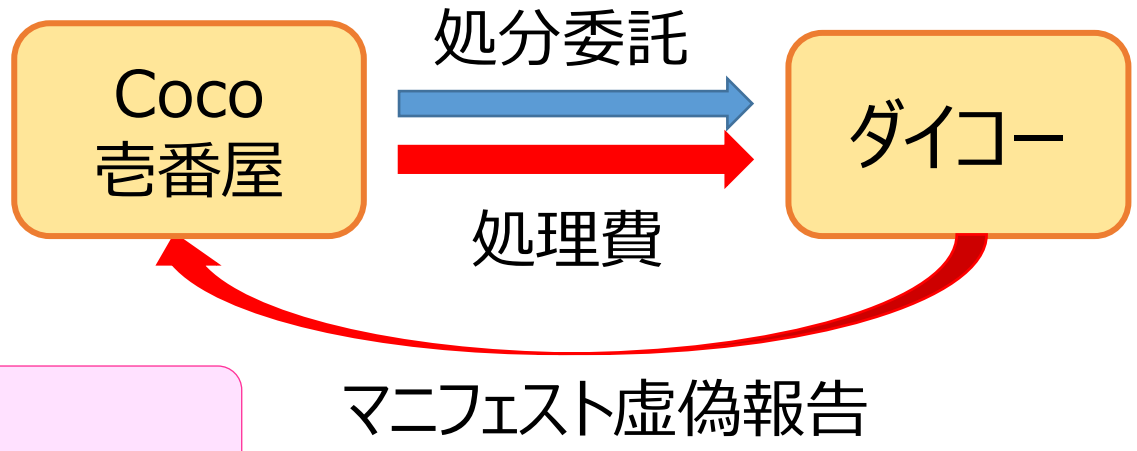

不法行為（民法７０９条）

民法７０９条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

D社について成立しうる法的責任
～ マニフェスト虚偽記載について（廃掃法違反①）

廃棄物処理法違反①

マニフェスト虚偽報告罪

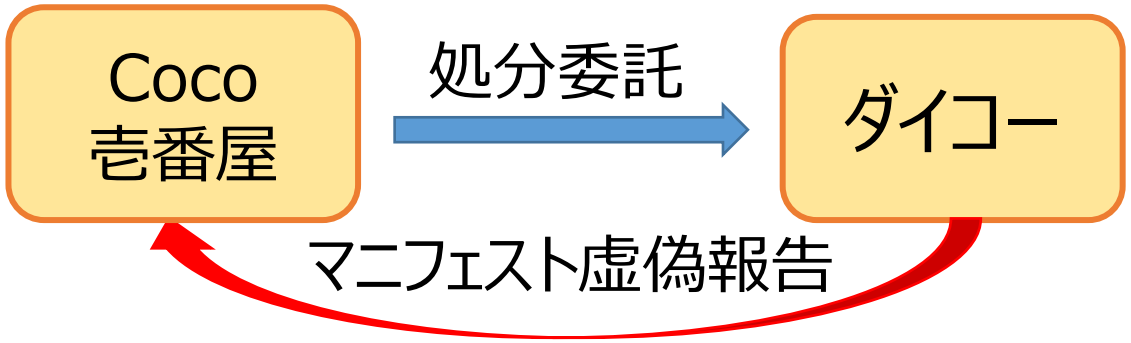

廃棄物処理法29条第6項
　第12条の3第4項若しくは第5項又は第12条の5第5項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

＋ 行政処分？

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

D社について成立しうる法的責任
～ 無届倉庫の発見について（廃掃法違反②）

廃棄物処理法違反②

廃掃法に基づく届け出のない倉庫の発見

中間処理について

愛知県 → 保管基準違反で改善命令 →

着手期限　H28.3.4
履行期限　H28.5.17

三重県
岐阜県

事業範囲の無許可変更

収集運搬業の許可について

→

収集運搬業の許可取消

事業範囲の無許可変更罪
1000万円以下の罰金又は5年以下の懲役(25条1項3号)
法人：３億円以下の罰金(32条1項)

D社について成立しうる法的責任
～　無届倉庫の発見について（廃掃法違反②）

廃棄物処理法違反②

廃掃法に基づく届け出のない倉庫の発見

保管基準違反で
改善命令
（着手期限　H28.3.4
履行期限　H28.5.17）

ダイコー

H28.3.4　処理困難通知（法第14条第13項）

改善命令違反で許可取消？

D社について成立しうる法的責任
～　無届倉庫の発見について（廃掃法違反②）

改善命令違反義務違反

3年以下の懲役
若しくは
300万円以下
の罰金
又はこれの併科

許可取消

措置命令

措置命令違反

5年以下の懲役
若しくは
1000万円以下の罰金
又はこれの併科

許可取消

D社について成立しうる法的責任
～　みのりフーズに廃棄食品を売却したことについて

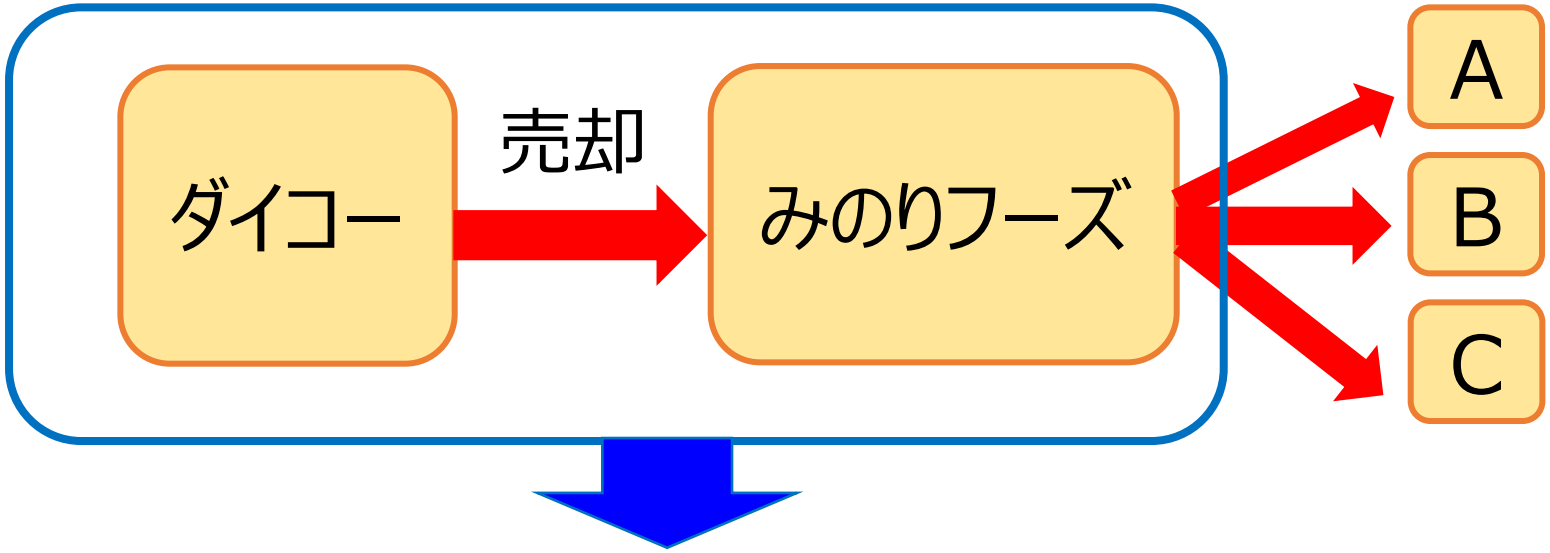

食品衛生法（無許可営業）（法52条・51条、施行令35条、第12号→法72条）

2年以下の懲役又は200万円以下の罰金

食品表示法（表示義務違反）　（法18条）

2年以下の懲役又は200万円以下の罰金

M社について成立しうる法的責任
～　関係各社に対して廃棄食品を売却したことについて

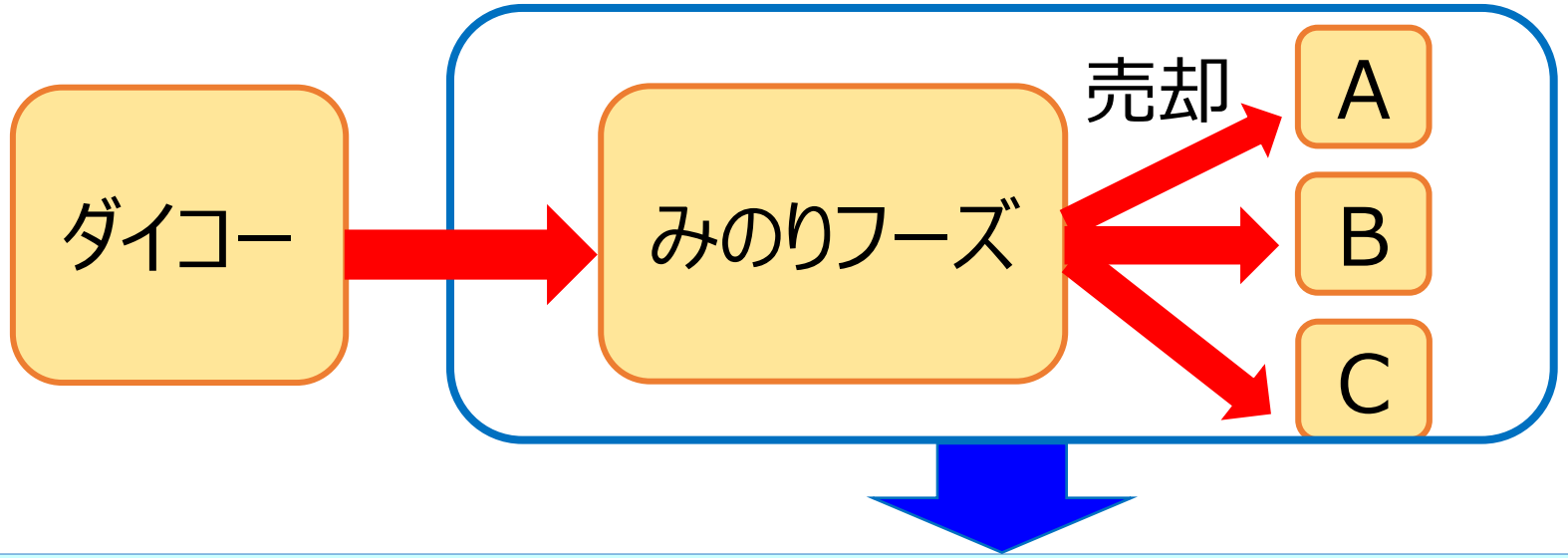

食品衛生法（無許可営業）

2年以下の懲役又は200万円以下の罰金

食品表示法（表示義務違反）　（法18条）

2年以下の懲役又は200万円以下の罰金

C社（排出事業者）について成立しうる法的責任

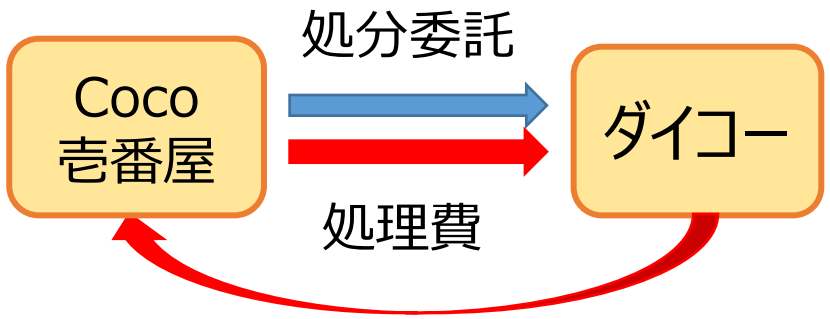

排出事業者責任

処理困難通知を受けた
排出事業者の責任

→ 適切な措置義務
(法12条の3第8項)

社食（一廃）について
無許可のD社に処理委託

→ 委託基準違反
(法6条の2第6項)

→ 5年以下の懲役
若しくは
1000万円以下の罰金
又はこれの併科
(法25条第1項6号)

関係各社の成立しうる法的責任まとめ

D社			M社	C社
民事責任	行政処分	刑事処分		
C社に対する債務不履行による損害賠償責任	愛知県 改善命令 ↓ (許可取消)	改善命令違反	食品衛生法違反 (無許可営業)	措置義務
	措置命令	措置命令違反	食品表示法違反 (表示義務違反)	委託基準違反
	三重県・岐阜県 許可取消	事業範囲の無許可変更罪		
C社に対する不法行為責任(詐欺)	食品リサイクル法 登録取消	・食品衛生法違反 (無許可営業) ・食品表示法違反 (表示義務違反) ・詐欺罪(対C社)	(詐欺罪) (対各販売先)	(排出事業者責任)

最新事例検討 No. 2

（日経電子版130408より）

大同特殊鋼事件

大同特殊鋼事件

会 社 概 要	
会社名	大同特殊鋼株式会社
創業	1916年（大正５年）
社員数	11,040名
売上高（2015年度）	4605億円7700円
資本金	371億7246万4289円
発行済株式総数	4億3448万7693円
株主数	23,425名

大同特殊鋼事件

＜事案の概要＞

大同特殊鋼が，
子会社である**大同エコメット**（愛知県）及び
佐藤建設工業（群馬県）に
同社の鉄鋼スラグを出荷（＝排出）し，
大同エコメット及び佐藤建設工業に
違法に廃棄物の処理を委託していた。

大同特殊鋼事件（事案の概要）

2015年9月7日

群馬県 ｛大同特殊鋼 大同エコメット 佐藤建設工業｝ を刑事告発

2016年4月27日

群馬県警，上記３社と各社役員ら５名を書類送検

無許可収集運搬
無許可事業変更

2016年8月3日

群馬県，佐藤建設工業に対して許可取消処分

関係者の主張（当初）

鉄鋼スラグを出していたのは事実ですが，鉄鋼スラグは有価物であって，大同エコメットに売却することに何ら問題はありません。

また，大同エコメットがこれを佐藤建設に売却することも，佐藤建設がこれを運搬し，建設業者に路盤材等として売却することも何ら違法はありません。

何が問題なのでしょうか。

鉄鋼スラグとは？

（日経電子版130408より）

鉱石から金属を製錬する際などに、
冶金対象である金属から
溶融によって分離した鉱石母岩の
鉱物成分などを含む物質

↓

セメント原料，コンクリート用骨材，
道路舗装用素材，
護岸工事，地盤改良材等
として広く再生利用

大同特殊鋼は何をやったのか？

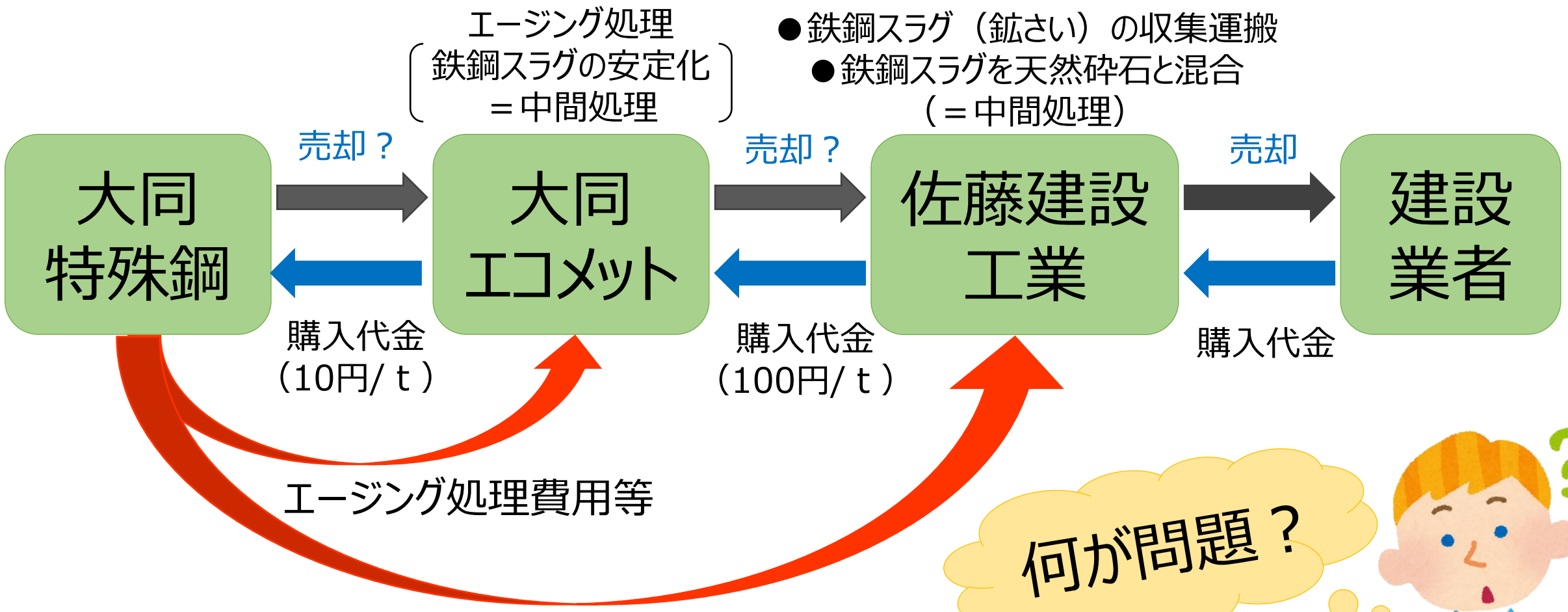

大同特殊鋼は何をやったのか？

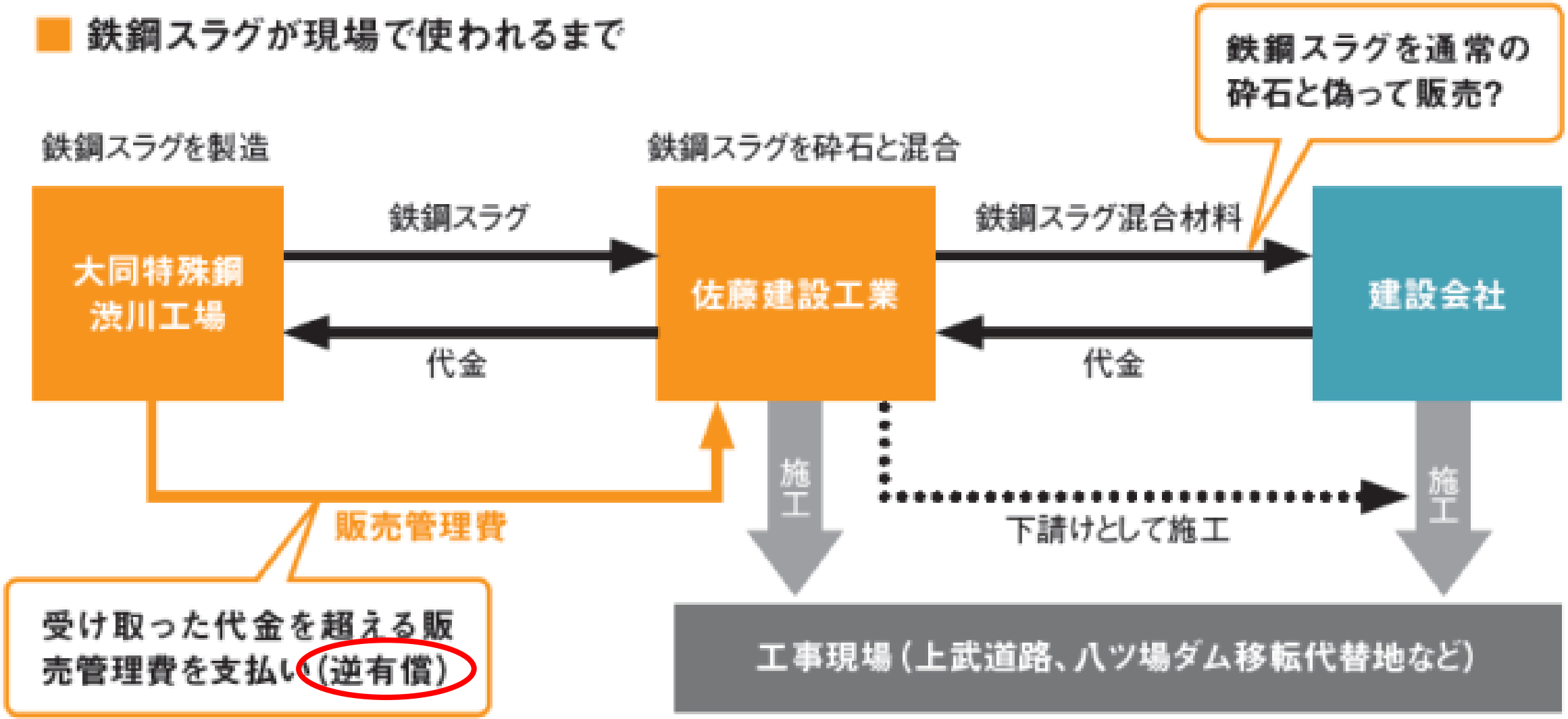

(日経電子版15630より)

「逆有償」とは何か

「有償取引」の形式をとっているにもかかわらず
逆に何らかの名目で費用を支払っている状態

「廃棄物」を「有価物」と仮装し、
廃棄物処理法の適用を免れようとする行為

「逆有償」とは何か？

有償取引

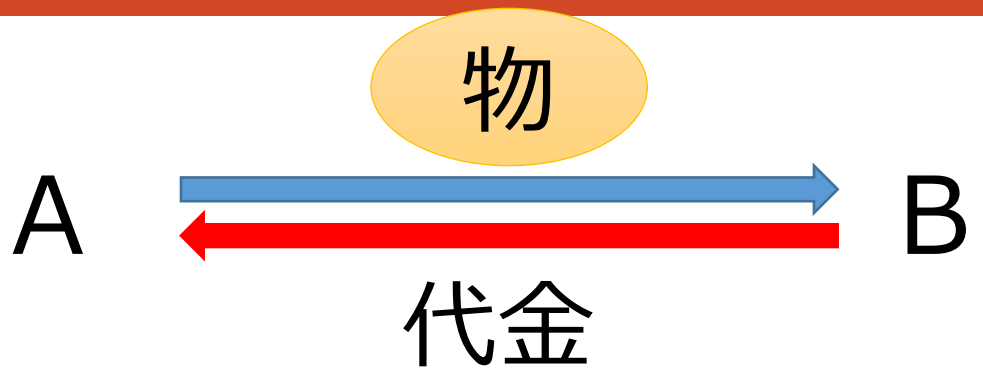

逆有償

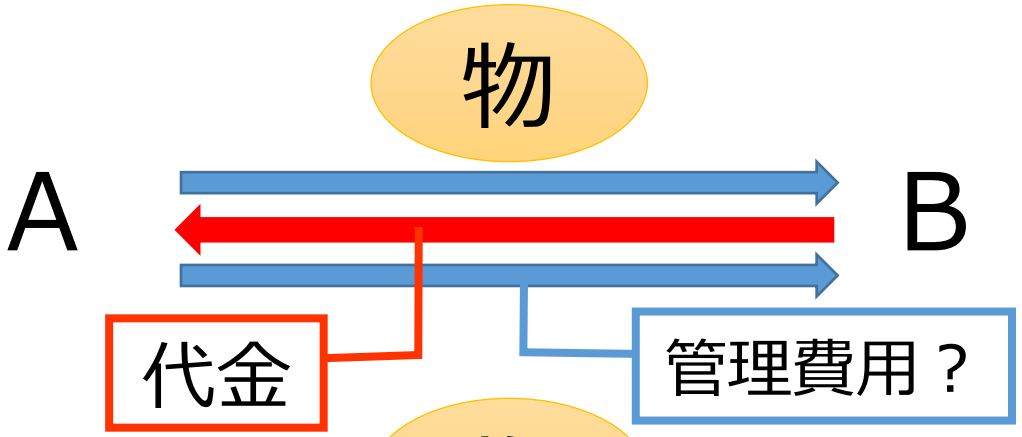

廃棄物
処理委託

本件の「鉄鋼スラグ」は廃棄物か？

不要物にあたるか

どうやって廃棄物性を判断する？

＝

不要物とは何か

廃棄物該当性の判断基準

＝

総合判断説

総合判断説

廃棄物か否かを判断するにあたって、

① 物の性状

「利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生するおそれのないものであること」

② 排出の状況

「排出が需要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。」

③ 通常の取扱い形態

「製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと」

④ 取引価値の有無及び

双方にとって営利活動として合理的な額であること

⑤ 占有者の意思等を

「適切に利用し若しくは他者に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分の意思が認められないこと」

総合的に勘案して判断すべき」とする考え方

本件の鉄鋼スラグは「廃棄物」か

総合判断説で検討

① 物の性状 → ✕

② 排出の状況 → ✕

③ 通常の取扱い形態 → ✕

④ 取引価値の有無 → ✕

⑤ 占有者の意思 → ✕

→ **廃棄物に該当**

佐藤建設工業の廃棄物処理法上の責任

許可取消処分

株式会社佐藤建設工業は、平成２１年７月から平成２４年６月までの間、大同特殊鋼株式会社から委託を受け、産業廃棄物たるスラグ（種類：鉱さい）を運搬し、天然砕石と混合する行為を行った。

また、平成２４年７月から平成２６年１月までの間についても産業廃棄物たるスラグの運搬を行った。

株式会社佐藤建設工業が許可を受けている産業廃棄物収集運搬業の事業範囲に鉱さいは含まれていないほか、同社が許可を受けている産業廃棄物処分業は、がれき類の破砕のみであり、許可なく事業の範囲を変更した。

当該行為は、法第１４条の３の２第１項第５号（平成２２年改正法施行前においては、法第１４条の３の２第１項第２号）及び第１５条の３第１項第２号に該当する。

大同特殊鋼の責任は？（排出事業者責任）

大同エコメックへの委託について

- 無許可業者への委託
- 委託基準違反（廃掃法１２条５条）
- ５年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれの併科

大同特殊鋼の責任は？（排出事業者責任）

佐藤建設工業への委託について

- 無許可業者への委託（∵鉱さいについては無許可）
- 委託基準違反（廃掃法１２条５条）
- ５年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれの併科

鉄鋼スラグの行方は？

２９万４３３０トン出荷され，
公共工事で５６工事，２２５箇所で
７０万トン超が工事に使用

↓

９３箇所で環境基準値を超える
六価クロムやフッ素を検出

↓

鉄鋼スラグの行方は？

Ｑ．撤去費用は？

群馬県渋川市
：撤去費用を１トン当たり３万円と試算

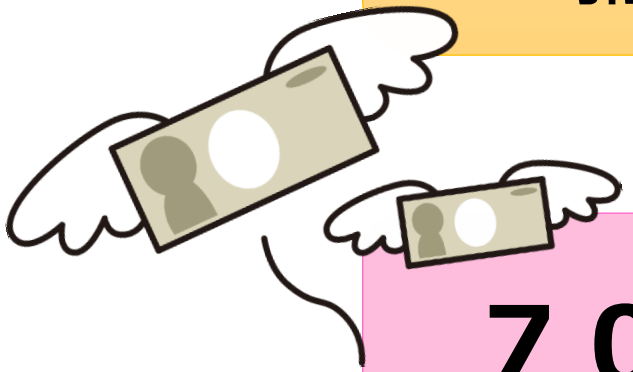

７０万トン × ３万円 ＝ ２１０億円

鉄鋼スラグの行方は？

Q．誰がどうやって片付ける？

国土交通省
群馬県
渋川市
が連絡会議

大同特殊鋼が任意で。
撤去＆表面被覆

2016年3月の決算で，110億円超の特別損失を計上。
調査や処理にかかる費用を環境対策引当金として，
約53億円繰り入れ。
2015年度の役員賞与の支給見送り。

最新事例検討
No.3

堆肥の廃棄物該当性

事例の紹介

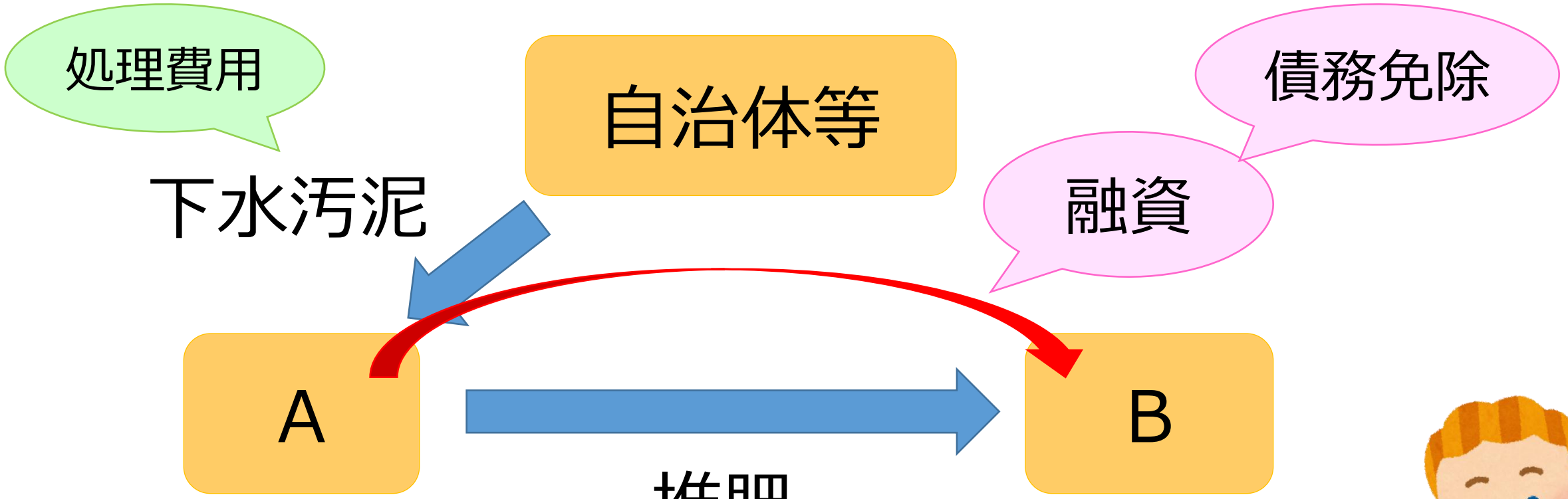

なにが問題？

Ａの主張（１）

私の会社は、下水汚泥を受け入れ、これを原料として、いわばリサイクルとして堆肥を作っている会社です。堆肥は春と秋には需要がありますが、それ以外の季節には需要がなく、また、製造した堆肥が常に売れるわけではありません。そこで、常に置き場には頭を悩ませていたところ、Ｂがまとめて買い取ってくれ、買い手が現れたら売却する、というのです。

私は非常にいいお話だと思いまして、Ｂに堆肥を売却しました。ただ、同時にＢは、保管場所のためとか設備投資のためにお金が必要ということだったので、売買代金の支払を猶予し、さらにＢに融資も行いました。さらに、堆肥があまり売れず保管場所の拡張が必要とのことだったので、代金債務を免除し、さらに追加融資を行いました。

Ａの主張（２）

保管場所ですか？見に行ったことがありますが、山の一角を削ったようなところに私の会社から出した堆肥が小山のようになっていました。ここしばらくはあまり売れていないとのことでした。そのため、保管場所を拡げる必要があり、そのたの設備投資が必要とのことでした。

今回、警察から呼び出しがあり、取調べを受けました。**私が無許可業者であるＢに廃棄物の処分を委託**した、というのです。

Ｂは廃棄物に関して何ら許可を有していませんが、**私はＢに堆肥を販売し、Ｂは堆肥を保管していた**のですから、廃棄物処理法に違反するとは考えていませんでした。

私の行為は罪になるのでしょうか。

つまり・・・

私は**肥料を販売**していたのであり、
Ｂは肥料を保管していたのであって、
廃棄物処理法の問題と
ならないのでは？

違法な逆有償取引では？

Aに成立する犯罪はなにか

不法投棄

営業許可の
不正取得

委託基準
違反

再委託

処理施設の
無許可設置

無許可営業

名義貸し

野焼き

Aについて問題とされた犯罪

委託基準違反（12条5項）
＝ 無許可業者への委託

⇓

５年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金
又はこれの併科

Aに委託基準違反は成立するか

総合判断説で検討

① 物の性状 → ○

② 排出の状況 → ×

③ 通常の取扱い形態 → ×

④ 取引価値の有無 → ×

⑤ 占有者の意思 → ×

→ **委託基準違反**

有罪判決を受けたら？

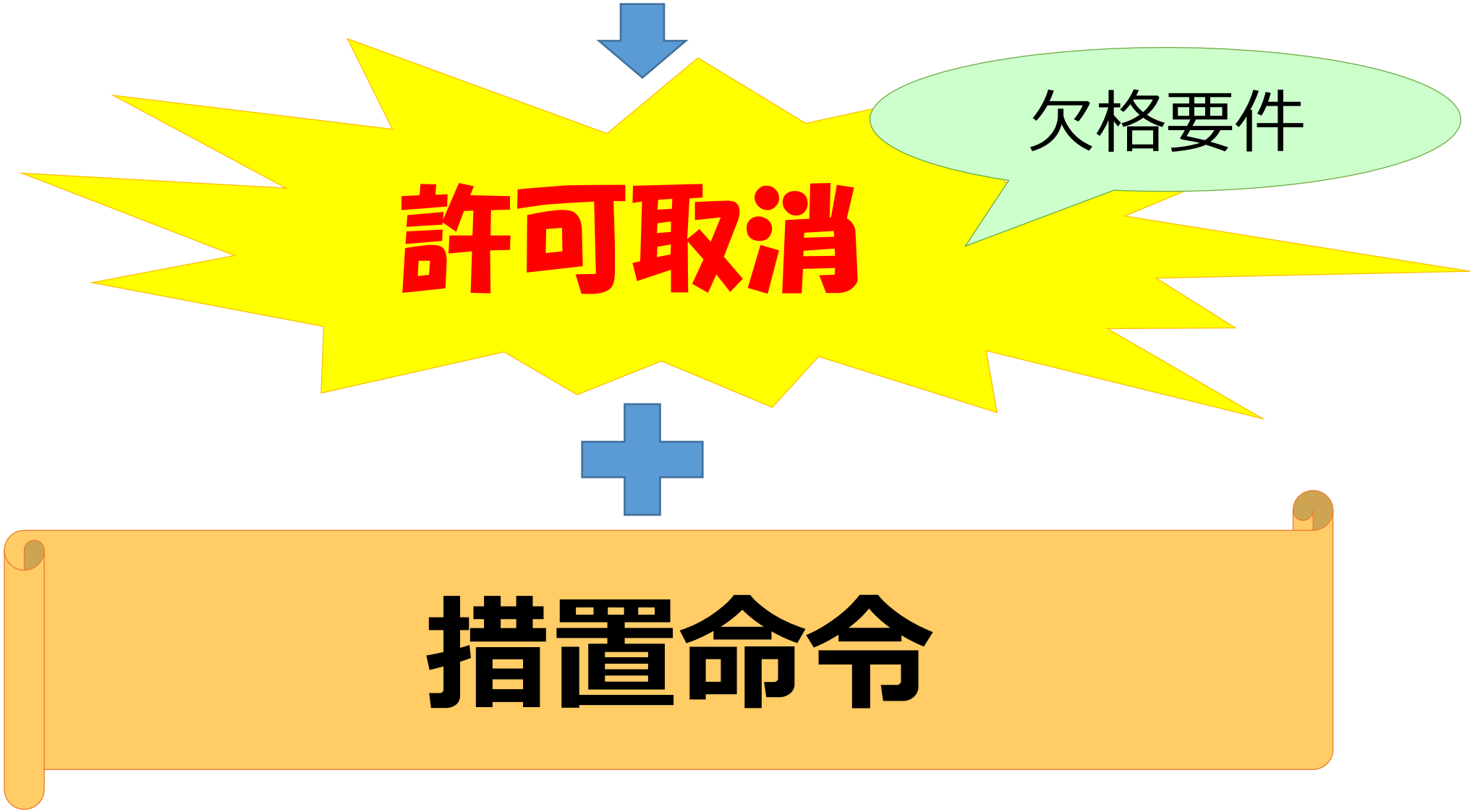

刑罰を受け、欠格要件に該当する場合

	違反法令	受けた刑罰	欠格要件該当性
1	廃棄物処理法 その他環境関係法令違反 暴力行為等処罰に関する法、 暴力団対策法、 一部の刑法犯等違反＊	罰金刑以上の刑 （罰金刑、禁錮刑、懲役刑を含む）	該当
2	上記以外の法律違反	禁錮以上の刑 （罰金刑を含まず、禁錮刑、懲役刑を含む）	該当

※　暴力行為等処罰に関する法令違反等の青字の類型は、暴力団等の反社会的勢力の排除に目的があります。
罰金刑を受けたのみで欠格要件に該当するのは、廃掃法違反と青字の類型のみです。

＜参考＞　スピード違反と欠格要件

	スピード違反の内容	前科	求　刑	量刑（判決）	欠格要件該当性
1	速度超過55ｋｍ／時	無	罰金８万円	罰金８万円	該当しない
2	速度超過80ｋｍ／時 ex.制限速度80kmの高速道路で時速160kmで走行した場合	有り	３カ月	３カ月	該当
3	速度超過81ｋｍ／時	無	３カ月	３カ月	該当
4	速度超過82ｋｍ／時	無	３カ月	罰金10万円	該当しない

※　スピード違反によっても欠格要件に該当し、
許可が取り消される場合がある！

ご清聴ありがとうございました

芝田稔秋法律事務所

弁護士　芝 田 麻 里

●全国産業廃棄物連合会INDUSTにて「事例で見る廃棄物の過去、現在とこれから」，「産廃業界の事業承継」連載

●東京都産業廃棄物協会法制度検討委員会オブザーバー

同協機関誌「よろず法律相談」

同協会女性部リーガルアドバイザー

●風邪は引かないのが一番！

トラブルは発生しないのが一番！

トラブル発生防止をお手伝いする予防的司法に力を入れています。

ぜひご相談ください。

事務所所在地

東京都中央区銀座５－１０－６
御幸ビル８階

TEL　03-3571-1371

FAX　03-3571-5846

全国産業廃棄物連合会顧問

東京産業廃棄物協会顧問

NPO法人廃棄物教育センター理事

廃棄物関係（行政交渉，行政訴訟，民事，刑事，コンプライアンス），**企業法務，事業承継・M&A，一般民事**（相続・遺産分割・相続），**一般刑事，企業コンプライアンス，各種講演・セミナー、知的財産権**（商標、著作権、ライセンス契約），**法律顧問，**